

# 大規模施設の駐車場の設置を義務づけ 駐車場附置義務条例について

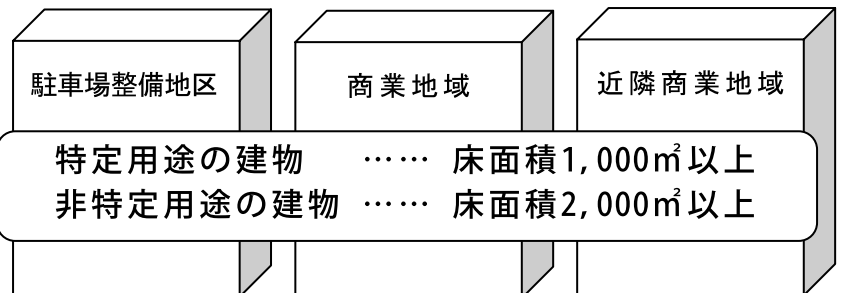
## ◎ねらい

「駐車場がない、駐車場が遠い」などの理由で、ついうっかりの路上駐車も、交通渋滞や交通事故を引き起こす大きな原因となります。

市では、このようなことが少しでも起きないようにするため、特定の地区内にある集客力の高い大規模な施設について、駐車場の設置を義務づける「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を平成6年3月に制定し、平成6年10月から施行しています。

## ◎駐車場が義務づけられる建物

都市計画に定める次の地区内で、床面積が一定以上の建物が対象となります。（建物の用途によって床面積の要件が異なります。また、既に存在する建築物の場合、増築などを行わなければ対象になりません。）



特定用途の建物 (床面積 1,000 ㎡以上)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場
非特定用途の建物 (床面積 2,000 ㎡以上)	上記以外の用途のもので、マンション、住宅、学校、図書館、寄宿舎、寺院 等

※特定用途と非特定用途が混在している場合、

$$\text{特定用途に供する部分の床面積} + \frac{\text{非特定用途に供する部分の床面積}}{2}$$

が1,000㎡を超えると対象になります。

※車庫や物置等の附属建築物は床面積の算定対象に含まれません。

## ◎必要な台数

対象となる建物の敷地内に、次の台数を収容できる駐車場を設けなければなりません。

### ●新築の場合

$$\text{台数} = \frac{\text{特定用途に供する部分の床面積(㎡)}}{150(㎡)} + \frac{\text{非特定用途に供する部分の床面積(㎡)}}{450(㎡)}$$

ただし、延べ面積が6,000㎡に満たない場合、上記の式で得られた数に下記の式で得られた数を乗じます。

$$1 - \frac{1,000(㎡) \times (6,000(㎡) - \text{延べ面積(㎡)})}{6,000(㎡) \times (\text{特定用途に供する部分の面積(㎡)} + \text{非特定用途に供する部分の面積(㎡)} \times \frac{1}{2}) - 1,000(㎡) \times \text{延べ面積(㎡)}}$$

※小数点以下は切り上げます。

### ●増築の場合

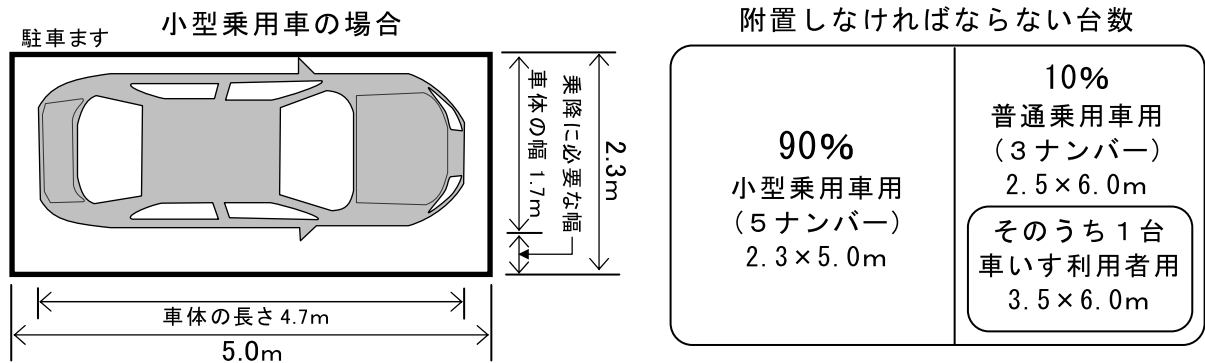
$$\text{台数} = \text{増築後の面積から算出される台数} - \text{増築前の面積から算出される台数}$$

## ◎敷地内に駐車場を設けることができない場合

敷地や建物の状態によりやむを得ない場合、敷地からおおむね200m以内に駐車場を用意しなければなりません。

## ◎駐車ますについて

駐車ます(一台当りの駐車スペース)の大きさは、用意しなければならない台数の90%については幅2.3m以上、長さ5.0m以上に、10%は3ナンバー用に幅2.5m以上、長さ6.0m以上とし(小数点以下切り上げ)、その内1台は車いす利用者のため幅3.5m以上、長さ6.0m以上としなければなりません。



## ◎条例の対象となる区域(町名五十音順、平成18年8月1日現在)

※ゴシック体の町名は全部の区域、明朝体の町名は一部の区域が対象となります。

青山2丁目、新町、泉野1丁目、**一番町**、**植田町**、**駅前町**、駅前1丁目、**駅前2・3丁目**、大清水4丁目、大富町、**大町1～3丁目**、**徒町**、**徒町川端町**、桶屋町、表町、**親方町**、覚仙町、**鍛冶町**、**上瓦ヶ町**、**上鞆師町**、**萱町**、川先1・2丁目、**北川端町**、**北瓦ヶ町**、**北柳町**、北横町、蔵主町、楮町、駒越町、**坂本町**、相良町、桜ヶ丘1～4丁目、小比内4丁目、茂森町、茂森新町1丁目、品川町、**下鞆師町**、下白銀町、城西1～4丁目、城東1・2丁目、城東北3丁目、城東中央1～4丁目、**新鍛冶町**、住吉町、**代官町**、高崎2丁目、鷹匠町、高屋字福田、**田代町**、茶畑町、**鉄砲町**、田園1～4丁目、**徳田町**、**土手町**、外崎1・2丁目、富田町、富田1～3丁目、豊原1丁目、**中瓦ヶ町**、中野1・3・4丁目、**西川岸町**、西大工町、野田2丁目、浜の町西1・2丁目、浜の町東1・2丁目、東長町、東和徳町、**百石町**、**百石町小路**、文京町、本町、松原東1丁目、松森町、三岳町、**緑町**、南大町1丁目、南川端町、**南瓦ヶ町**、南富田町、**南柳町**、**南横町**、宮園5丁目、御幸町、元大工町、**元寺町**、**元寺町小路**、元長町、安原1・2丁目、**山下町**、**山道町**、賀田字大浦、賀田1丁目、吉野町、早稲田4丁目、和徳町

## ◎届出について

この条例に該当する建物を建てようとする方は、駐車施設附置(変更)届出書に、建物の図面、駐車場の図面を添付して都市計画課に事前に届け出をしなければなりません。



※ 対象となる区域の確認は、直接都市計画課にお問い合わせください。

駐車場の構造や規模によっては、他の法律、条例などの規制がかかる場合がありますので、事前に都市計画課にご相談下さい。

★問い合わせ先 弘前市 都市整備部 都市計画課 計画係

〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1-1 TEL 0172-35-1134

FAX 0172-35-3765